

平成24年6月1日から平成25年5月31日
までの主な改正項目

- ライフプランニングと資金計画／リスク管理 2 ページ
- 年金・社会保険 3 ページ
- 金融資産運用 5 ページ
- 不動産 5 ページ
- 《平成25年度税制改正・新旧対照表》 6 ページ

本資料は原則として平成25年4月1日現在の法令等に基づき構成しています

● ライフプランニングと資金計画／リスク管理

1 財形住宅融資の融資限度額の引上げ

財形住宅融資の融資限度額は、平成24年10月以降、住宅取得価額（リフォーム融資は住宅改良価額）の80%から90%に引き上げられた。

また、リ・ユース住宅（中古の一戸建て）を購入する際の敷地面積の要件（100㎡以上）も、平成24年10月から撤廃されている。

2 「フラット35S」の改正

平成24年度は、「フラット35Sベーシック」と「フラット35Sエコ」という2種類があったが、平成24年11月以降の申込みから統合され、「フラット35S」として存続している。

なお、「フラット35S」は、住宅の性能などによって、

- ①金利Aプラン：借入当初10年間の適用金利が0.3%引き下げられる
 - ②金利Bプラン：借入当初5年間の適用金利が0.3%引き下げられる
- という2つの種類に分けられる。

また、平成24年12月4日以後の資金交付から、「フラット35S（金利Aプラン）」における省エネルギー性の基準に、「認定低炭素住宅」（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅）が追加された。

3 「フラット35」リフォームパックの取扱いの開始

「フラット35」リフォームパックとは、「フラット35パッケージ」（金融機関がフラット35と民間住宅ローンを一体的に融資する商品）を利用することによって、中古住宅の購入とリフォーム工事に必要となる資金を一体の手続で借りることのできる制度のことで、平成24年7月から開始した。

なお、本制度は、通常は「中古住宅の購入価額の9割」となっている融資限度額が、「中古住宅特例融資」の申し出によって、「中古住宅の購入価額の10割」を上限として、「中古住宅の購入価額」と「リフォーム工事費」の合計額の9割の金額まで引き上げることができるというメリットがある。

4 日本学生支援機構の奨学金における新たな返済猶予制度の導入

平成24年度から、「所得連動返還型無利子奨学金制度」が新たに導入されている。

本制度は、家計状況の厳しい世帯の学生・生徒（大学院生を除く）を対象として、無利子奨学金である第一種奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限が猶予されるものである。

返還期限が猶予される一定額とは、給与所得のみの場合は年収300万円以下、給与所得以外の場合は年間所得200万円以下である。

なお、本制度の貸与額は第一種奨学金の範囲と同じであり、本制度により金額が加算されることはない。

5 改正高年齢者雇用安定法の施行

平成24年8月29日に高年齢者雇用安定法が改正され、平成25年4月1日に施行された。改正法の主な内容は以下のとおりである。

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止する。
- ② 再雇用等の範囲をグループ企業にまで拡大する仕組みを設ける。
- ③ 勧告に従わない企業を公表する規定を設ける。

なお、①については、段階的にその基準を適用するという経過措置も同時に設けられており、65歳までの全員雇用が完全に義務化されるのは施行から12年後の平成37年4月以降となる。

6 銀行窓販に関する弊害防止措置の緩和

銀行窓販に関する販売規制（弊害防止措置）の緩和措置が平成24年4月に実施され、それに伴う保険法令解釈事例集が改定された。

銀行等、金融機関の保険販売については、圧力販売の防止を目的として、①融資先募集規制（事業性資金の融資先（従業員数が50名以下の場合はその従業員等も含む）に対する保険販売を禁止）、②担当者分離規制（事業性資金の融資業務担当者と、保険募集担当者の分離を義務付け）、③タイミング規制（融資の申込者に対して、融資審査期間中は手数料等を得て行う保険募集を禁止）、などの販売規制が設けられてきた。

その中で、一時払終身保険や一時払養老保険、積立火災保険等の販売については、①融資先募集規制が緩和され、③タイミング規制についても、住宅ローン等の非事業性資金の申込者が対象から外されるなどの措置が実施されている。

7 生命保険の標準利率の引上げ

生命保険の予定利率を決める際のベースとなる「標準利率」が、平成25年4月より1.5%から1%に引き下げられた。

●年金・社会保険

1 健康保険料率等

平成25年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率は、平成24年度の保険料率が据え置かれ、全国平均で10.0%である。

また、70～74歳の者（現役並み所得者を除く）の健康保険における自己負担割合は、平成25年3月31日まで1割（本来は2割）に据え置かれていたが、平成26年3月31日ま

で据置き（凍結措置）が継続され、平成26年4月からは2割となる予定である。

2 介護保険料率

平成25年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の介護保険料率は、平成24年度の保険料率が据え置かれ、1.55%である。

3 労災保険料率

平成25年度の労災保険料率は、平成24年度の保険料率が据え置かれ、事業の種類に応じて1000分の2.5～1000分の89の範囲で定められている。

4 雇用保険料率

平成25年度の雇用保険料率は、平成24年度の保険料率が据え置かれ、一般の事業の雇用保険料率は1000分の13.5である。

5 平成25年度4月時点の年金額等

平成25年度4月時点の年金額等は次のとおりである。平成24年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%だったため、平成25年4月から9月までの年金額等は、平成24年度と同額となる。

項目	平成25年度4～9月	(参考)平成24年度
物価スライド率	0.978	0.978
老齢基礎年金（満額）	78万6,500円	78万6,500円
振替加算（最高額）	22万6,300円	22万6,300円
配偶者加給年金額（最高額）	39万3,200円	39万3,200円
子の加算額（第2子まで）	22万6,300円	22万6,300円
子の加算額（第3子以降）	7万5,400円	7万5,400円
中高齢寡婦加算	58万9,900円	58万9,900円

なお、平成24年11月26日に公布された「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」により、平成12年度以降の物価下落率の据置累積分2.5%（物価スライド特例水準）について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消するため、平成25年10月分から1.0%、さらに平成26年4月分から1.0%年金額を引き下げ、残りの0.5%は平成27年度に調整することが予定されている（物価や賃金の変動がない場合の引下げ幅）。

6 国民年金保険料

平成25年度の国民年金保険料は、月額1万5,040円（平成24年度は月額1万4,980円）となった。

7 厚生年金保険料

平成24年9月～平成25年8月分の保険料率は16.766%（事業主と被保険者が折半負担）

である。なお、平成25年9月～平成26年8月分の保険料率は17.120%となる見込みである。

8 国民年金基金の加入対象者の拡大

平成25年4月1日より、国民年金の任意加入被保険者（日本国内に居住する60歳以上65歳未満の者）も、国民年金基金に加入できるようになった。

●金融資産運用

1 日証と大証の合併

東京証券取引所グループと大阪証券取引所が平成25年1月1日に経営統合し、持ち株会社として、日本取引所グループが発足した。

2 上場株式の信用取引の規制の緩和

保証金に関する内閣府令の改正により、信用取引の委託保証金（以下、「保証金」）に係る計算の基準となる時点を、受渡日から約定日に変更できることとする等の見直しが行われ、平成25年1月4日以降より、同じ保証金で1日に何度でも信用取引を行うことが可能となっている。

●不動産

1 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行

都市の低炭素化の促進に関する法律が平成24年9月に公布され、平成24年12月4日に施行された。なお、本法における「認定低炭素住宅」とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、低炭素建築物新築等計画が認定された住宅であり、かつ、基準に関する部分について認定された状態から変更がないものをいう。

平成24年12月4日から平成26年3月31日までの間に新築または取得（新築後未使用のものに限る）をする自己居住用の認定低炭素住宅で、新築または取得後1年以内に登記するものの登録免許税の税率が、次のように軽減される。

項目	特例	本則
所有権の保存登記	0.1%	0.4%
所有権の移転登記	0.1%	2.0%

《平成25年度税制改正・新旧対照表》

個人所得課税

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																													
1	所得税 所得税の最高税率の見直し	<p>所得税の税額速算表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>195万円超 330万円以下</td> <td>10%</td> <td>9.75万円</td> </tr> <tr> <td>330万円超 695万円以下</td> <td>20%</td> <td>42.75万円</td> </tr> <tr> <td>695万円超 900万円以下</td> <td>23%</td> <td>63.6万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 1800万円以下</td> <td>33%</td> <td>153.6万円</td> </tr> <tr> <td>1800万円超</td> <td>40%</td> <td>279.6万円</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得金額	税率	控除額	195万円以下	5%	—	195万円超 330万円以下	10%	9.75万円	330万円超 695万円以下	20%	42.75万円	695万円超 900万円以下	23%	63.6万円	900万円超 1800万円以下	33%	153.6万円	1800万円超	40%	279.6万円	<p>所得税の税額速算表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>195万円超 330万円以下</td> <td>10%</td> <td>9.75万円</td> </tr> <tr> <td>330万円超 695万円以下</td> <td>20%</td> <td>42.75万円</td> </tr> <tr> <td>695万円超 900万円以下</td> <td>23%</td> <td>63.6万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 1800万円以下</td> <td>33%</td> <td>153.6万円</td> </tr> <tr> <td>1800万円超 4000万円以下</td> <td>40%</td> <td>279.6万円</td> </tr> <tr> <td>4000万円超</td> <td>45%</td> <td>479.6万円</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得金額	税率	控除額	195万円以下	5%	—	195万円超 330万円以下	10%	9.75万円	330万円超 695万円以下	20%	42.75万円	695万円超 900万円以下	23%	63.6万円	900万円超 1800万円以下	33%	153.6万円	1800万円超 4000万円以下	40%	279.6万円	4000万円超	45%	479.6万円	2015年分以後の所得税から
課税所得金額	税率	控除額																																															
195万円以下	5%	—																																															
195万円超 330万円以下	10%	9.75万円																																															
330万円超 695万円以下	20%	42.75万円																																															
695万円超 900万円以下	23%	63.6万円																																															
900万円超 1800万円以下	33%	153.6万円																																															
1800万円超	40%	279.6万円																																															
課税所得金額	税率	控除額																																															
195万円以下	5%	—																																															
195万円超 330万円以下	10%	9.75万円																																															
330万円超 695万円以下	20%	42.75万円																																															
695万円超 900万円以下	23%	63.6万円																																															
900万円超 1800万円以下	33%	153.6万円																																															
1800万円超 4000万円以下	40%	279.6万円																																															
4000万円超	45%	479.6万円																																															
2	所得税・住民税 金融所得課税の一体化（公社債に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大）	<p>(1) 公社債等の課税関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利子</th> <th>譲渡益</th> <th>償還差益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利付債</td> <td>源泉分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)</td> <td>非課税</td> <td>総合課税 (雑所得)</td> </tr> <tr> <td>割引債</td> <td>—</td> <td>非課税</td> <td>源泉分離課税18% (所得税のみ) (雑所得)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 損益通算 上場株式等の譲渡損失と配当所得（申告分離課税）の損益通算の特例が認められている（公社債等との損益通算はできない）。</p> <p>(3) 譲渡損失の繰越控除 上場株式等の譲渡損失で、その年の他の株式等の譲渡益から控除しきれなかった損失は、翌年以降3年間に損失を繰り越して控除できる。</p> <p>(4) 分離課税 上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等は損益通算ができる。</p>		利子	譲渡益	償還差益	利付債	源泉分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)	非課税	総合課税 (雑所得)	割引債	—	非課税	源泉分離課税18% (所得税のみ) (雑所得)	<p>(1) 公社債の課税関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利子</th> <th>譲渡益</th> <th>償還差益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定公社債等^{※1} (特定口座で受け入れ可能)</td> <td>申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)</td> <td>申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (譲渡所得)</td> <td>申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (みなし譲渡所得)</td> </tr> <tr> <td>一般公社債等 (特定公社債等以外)</td> <td>同族会社^{※2} (利子所得) 源泉分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)</td> <td>申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (譲渡所得)</td> <td>総合課税 (雑所得) 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (みなし譲渡所得)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、公募公社債投資信託の受益証券、証券投資信託以外の公募投資信託の受益証券、特定目的信託の社債的受益証券で公募のものなどをいう。</p> <p>※2 同族会社が発行した社債でその同族会社の役員等が支払いを受けるもの</p> <p>(2) 損益通算 損益通算の特例の範囲に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加える。</p> <p>(3) 譲渡損失の繰越控除 特定公社債等の譲渡損失も繰越控除を可能とする。</p> <p>(4) 分離課税の改組 上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とし、次のとおり分離課税を改組する。従って、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等は損益通算ができなくなる。</p> <p>①特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等 ②一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等</p>		利子	譲渡益	償還差益	特定公社債等 ^{※1} (特定口座で受け入れ可能)	申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)	申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (譲渡所得)	申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (みなし譲渡所得)	一般公社債等 (特定公社債等以外)	同族会社 ^{※2} (利子所得) 源泉分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)	申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (譲渡所得)	総合課税 (雑所得) 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (みなし譲渡所得)	2016年1月1日以後の利子、譲渡、償還から																					
	利子	譲渡益	償還差益																																														
利付債	源泉分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)	非課税	総合課税 (雑所得)																																														
割引債	—	非課税	源泉分離課税18% (所得税のみ) (雑所得)																																														
	利子	譲渡益	償還差益																																														
特定公社債等 ^{※1} (特定口座で受け入れ可能)	申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)	申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (譲渡所得)	申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (みなし譲渡所得)																																														
一般公社債等 (特定公社債等以外)	同族会社 ^{※2} (利子所得) 源泉分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (利子所得)	申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (譲渡所得)	総合課税 (雑所得) 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%) (みなし譲渡所得)																																														

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																																												
3	所得税・住民税 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版ISA）	(1) 非課税対象：上場株式等の配当所得及び譲渡所得等 (2) 非課税投資額：毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰り越し不可） (3) 非課税投資総額：最大300万円（100万円×3年間） (4) 口座開設数：毎年新たな口座を開設 (5) 非課税維持期間：最長10年間 (6) 中途売却：自由（売却部分の枠は再利用不可） (7) 導入時期：2014年1月1日（20%本則税率化にあわせて導入）	(1) 非課税対象：上場株式等の配当所得及び譲渡所得等 (2) 非課税投資額：毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰り越し不可） (3) 非課税投資総額：最大500万円（100万円×5年間） (4) 口座開設期間：2014年1月1日から2023年12月31日までの10年間（毎年新たな口座の開設は不要） (5) 保有期間：最長5年間 (6) 中途売却は自由（売却部分の枠は再利用不可）	2014年1月1日から																																																												
4	所得税 住宅ローン減税制度の延長	(1) 一般住宅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>各年の控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2012年</td> <td>10年間</td> <td>3000万円</td> <td>1.0%</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>2013年</td> <td>10年間</td> <td>2000万円</td> <td>1.0%</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅） <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>各年の控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2012年</td> <td>10年間</td> <td>4000万円</td> <td>1.0%</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>2013年</td> <td>10年間</td> <td>3000万円</td> <td>1.0%</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	2012年	10年間	3000万円	1.0%	30万円	2013年	10年間	2000万円	1.0%	20万円	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	2012年	10年間	4000万円	1.0%	40万円	2013年	10年間	3000万円	1.0%	30万円	4年延長（2014年1月1日から2017年12月31日までに居住の用に供した場合について適用）する。 (1) 一般住宅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>各年の控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2014年1月～3月</td> <td>10年間</td> <td>2000万円</td> <td>1.0%</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>2014年4月～2017年12月*</td> <td>10年間</td> <td>4000万円</td> <td>1.0%</td> <td>40万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 消費税等の税率が8%または10%である場合に適用する。それ以外の場合、借入限度額は2000万円とする。 (2) 認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅） <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>各年の控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2014年1月～3月</td> <td>10年間</td> <td>3000万円</td> <td>1.0%</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>2014年4月～2017年12月*</td> <td>10年間</td> <td>5000万円</td> <td>1.0%</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 消費税等の税率が8%または10%である場合に適用する。それ以外の場合、借入限度額は3000万円とする。	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	2014年1月～3月	10年間	2000万円	1.0%	20万円	2014年4月～2017年12月*	10年間	4000万円	1.0%	40万円	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	2014年1月～3月	10年間	3000万円	1.0%	30万円	2014年4月～2017年12月*	10年間	5000万円	1.0%	50万円	2014年1月1日以後の居住から
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額																																																												
2012年	10年間	3000万円	1.0%	30万円																																																												
2013年	10年間	2000万円	1.0%	20万円																																																												
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額																																																												
2012年	10年間	4000万円	1.0%	40万円																																																												
2013年	10年間	3000万円	1.0%	30万円																																																												
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額																																																												
2014年1月～3月	10年間	2000万円	1.0%	20万円																																																												
2014年4月～2017年12月*	10年間	4000万円	1.0%	40万円																																																												
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額																																																												
2014年1月～3月	10年間	3000万円	1.0%	30万円																																																												
2014年4月～2017年12月*	10年間	5000万円	1.0%	50万円																																																												
5	所得税 認定長期優良住宅の新築等に係る所得税額控除（自己資金型）の延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>対象住宅</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2012年～2013年</td> <td>認定長期優良住宅</td> <td>500万円</td> <td>10%</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額	2012年～2013年	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円	4年延長（2014年1月1日から2017年12月31日までに居住の用に供した場合について適用）する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>対象住宅</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2014年1月～3月</td> <td>認定長期優良住宅</td> <td>500万円</td> <td>10%</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>2014年4月～2017年12月*</td> <td>認定長期優良住宅・認定低炭素住宅</td> <td>650万円</td> <td>10%</td> <td>65万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 消費税等の税率が8%または10%である場合に適用する。それ以外の場合、控除対象限度額は500万円、控除限度額は50万円とする。	居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額	2014年1月～3月	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円	2014年4月～2017年12月*	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	650万円	10%	65万円	2014年1月1日以後の居住から																																			
居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額																																																												
2012年～2013年	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円																																																												
居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額																																																												
2014年1月～3月	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円																																																												
2014年4月～2017年12月*	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	650万円	10%	65万円																																																												

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																												
6	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額控除（自己資金型）の延長	<p>(1) 省エネ改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>改修工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011年～2012年</td> <td>200万円 (300万円) *</td> <td>10%</td> <td>20万円 (30万円) *</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内の金額は省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置の設置工事をする場合の金額。</p> <p>(2) バリアフリー改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>改修工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011年</td> <td>200万円</td> <td>10%</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>2012年</td> <td>150万円</td> <td>10%</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額	2011年～2012年	200万円 (300万円) *	10%	20万円 (30万円) *	居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額	2011年	200万円	10%	20万円	2012年	150万円	10%	15万円	<p>5年延長（2013年1月1日から2017年12月31日までに居住の用に供した場合について適用）する。</p> <p>(1) 省エネ改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>改修工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013年1月～2014年3月</td> <td>200万円 (300万円) *1</td> <td>10%</td> <td>20万円 (30万円) *1</td> </tr> <tr> <td>2014年4月～2017年12月*2</td> <td>250万円 (350万円) *1</td> <td>10%</td> <td>25万円 (35万円) *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 () 内の金額は省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置の設置工事をする場合の金額。</p> <p>※2 消費税等の税率が8%または10%である場合に適用する。それ以外の場合、改修工事限度額は200万円、控除限度額は20万円とする。</p> <p>(2) バリアフリー改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>改修工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013年1月～2014年3月</td> <td>150万円</td> <td>10%</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2014年4月～2017年12月*2</td> <td>200万円</td> <td>10%</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費税等の税率が8%または10%である場合に適用する。それ以外の場合、改修工事限度額は150万円、控除限度額は15万円とする。</p>	居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額	2013年1月～2014年3月	200万円 (300万円) *1	10%	20万円 (30万円) *1	2014年4月～2017年12月*2	250万円 (350万円) *1	10%	25万円 (35万円) *1	居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額	2013年1月～2014年3月	150万円	10%	15万円	2014年4月～2017年12月*2	200万円	10%	20万円	2013年1月1日以後の居住から
居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額																																													
2011年～2012年	200万円 (300万円) *	10%	20万円 (30万円) *																																													
居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額																																													
2011年	200万円	10%	20万円																																													
2012年	150万円	10%	15万円																																													
居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額																																													
2013年1月～2014年3月	200万円 (300万円) *1	10%	20万円 (30万円) *1																																													
2014年4月～2017年12月*2	250万円 (350万円) *1	10%	25万円 (35万円) *1																																													
居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額																																													
2013年1月～2014年3月	150万円	10%	15万円																																													
2014年4月～2017年12月*2	200万円	10%	20万円																																													
7	所得税 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額控除（自己資金型）の延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事完了年</th> <th>耐震改修工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年～2013年</td> <td>200万円</td> <td>10%</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	工事完了年	耐震改修工事限度額	控除率	控除限度額	2009年～2013年	200万円	10%	20万円	<p>4年延長（2014年1月1日から2017年12月31日までに居住の用に供した場合について適用）する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事完了年</th> <th>耐震改修工事限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2014年1月～3月</td> <td>200万円</td> <td>10%</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>2014年4月～2017年12月*</td> <td>250万円</td> <td>10%</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費税等の税率が8%または10%である場合に適用する。それ以外の場合、耐震改修工事限度額は200万円、控除限度額は20万円とする。</p>	工事完了年	耐震改修工事限度額	控除率	控除限度額	2014年1月～3月	200万円	10%	20万円	2014年4月～2017年12月*	250万円	10%	25万円	2014年1月1日以後に行う耐震改修工事から																								
工事完了年	耐震改修工事限度額	控除率	控除限度額																																													
2009年～2013年	200万円	10%	20万円																																													
工事完了年	耐震改修工事限度額	控除率	控除限度額																																													
2014年1月～3月	200万円	10%	20万円																																													
2014年4月～2017年12月*	250万円	10%	25万円																																													
8	特定の増改築等に係る住宅ローン減税制度の延長	<p>特定の増改築等とは、省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住年</th> <th rowspan="2">控除期間</th> <th>特定増改築等限度額</th> <th rowspan="2">控除率</th> <th rowspan="2">各年の控除限度額</th> </tr> <tr> <th>その他の借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2009年～2013年</td> <td rowspan="2">5年間</td> <td>200万円</td> <td>2.0%</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>800万円</td> <td>1.0%</td> <td>8万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除期間	特定増改築等限度額	控除率	各年の控除限度額	その他の借入限度額	2009年～2013年	5年間	200万円	2.0%	4万円	800万円	1.0%	8万円	<p>4年延長（2014年1月1日から2017年12月31日までに居住の用に供した場合について適用）する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住年</th> <th rowspan="2">控除期間</th> <th>特定増改築等限度額</th> <th rowspan="2">控除率</th> <th rowspan="2">各年の控除限度額</th> </tr> <tr> <th>その他の借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2014年1月～3月</td> <td rowspan="2">5年間</td> <td>200万円</td> <td>2.0%</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>800万円</td> <td>1.0%</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2014年4月～2017年12月*</td> <td rowspan="2">5年間</td> <td>250万円</td> <td>2.0%</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>750万円</td> <td>1.0%</td> <td>7.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費税等の税率が8%または10%である場合に適用する。それ以外の場合、特定増改築等限度額は200万円（その他の借入限度額は800万円）、控除期間の最大控除額は60万円とする。</p>	居住年	控除期間	特定増改築等限度額	控除率	各年の控除限度額	その他の借入限度額	2014年1月～3月	5年間	200万円	2.0%	4万円	800万円	1.0%	8万円	2014年4月～2017年12月*	5年間	250万円	2.0%	5万円	750万円	1.0%	7.5万円	2014年1月1日以後の居住から								
居住年	控除期間	特定増改築等限度額			控除率			各年の控除限度額																																								
		その他の借入限度額																																														
2009年～2013年	5年間	200万円	2.0%	4万円																																												
		800万円	1.0%	8万円																																												
居住年	控除期間	特定増改築等限度額	控除率	各年の控除限度額																																												
		その他の借入限度額																																														
2014年1月～3月	5年間	200万円	2.0%	4万円																																												
		800万円	1.0%	8万円																																												
2014年4月～2017年12月*	5年間	250万円	2.0%	5万円																																												
		750万円	1.0%	7.5万円																																												

税目	項目	改正前	改正後	適用時期										
9	個人住民税における住宅ローン減税制度の延長	<p>所得税の住宅ローン控除可能額のうち、その年分の所得税額から控除しきれない場合は、翌年度分の個人住民税からその控除しきれない残額(下表の限度額)を減額する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年～2013年</td> <td>所得税の課税所得×5% (最高9.75万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	2009年～2013年	所得税の課税所得×5% (最高9.75万円)	<p>4年延長(2014年1月1日から2017年12月31日までに居住の用に供した場合について適用)する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2014年1月～3月</td> <td>所得税の課税所得×5% (最高9.75万円)</td> </tr> <tr> <td>2014年4月～2017年12月*</td> <td>所得税の課税所得×7% (最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※消費税等の税率が8%または10%である場合に適用する。それ以外の場合、控除限度額は所得税の課税総所得金額等×5%(最高9.75万円)とする。</p>	居住年	控除限度額	2014年1月～3月	所得税の課税所得×5% (最高9.75万円)	2014年4月～2017年12月*	所得税の課税所得×7% (最高13.65万円)	2014年1月1日以後の居住から
居住年	控除限度額													
2009年～2013年	所得税の課税所得×5% (最高9.75万円)													
居住年	控除限度額													
2014年1月～3月	所得税の課税所得×5% (最高9.75万円)													
2014年4月～2017年12月*	所得税の課税所得×7% (最高13.65万円)													
10	所得税・個人住民税・法人税 社会保険診療報酬の所得計算の特例(概算経費)の見直し	その年の医業及び歯科医業に係る社会保険診療報酬が5000万円以下である個人または医療法人が適用対象となる。	適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7000万円を超える者を除外する(法人税も同様)。	個人は2014年分以後の所得税及び2015年度分以後の個人住民税から法人は2013年4月1日以後の開始事業年度から										

資産課税

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																																
1	基礎控除の見直し	<p>〈遺産に係る基礎控除額〉 定額控除：5000万円 法定相続人比例控除：1000万円(法定相続人1人あたり)</p>	<p>〈遺産に係る基礎控除額〉 定額控除：3000万円 法定相続人比例控除：600万円(法定相続人1人あたり)</p>																																																	
2	税率構造の見直し	<p>相続税の税額速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分に不応する取得金額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1000万円超 3000万円以下</td> <td>15%</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>3000万円超 5000万円以下</td> <td>20%</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>5000万円超 1億円以下</td> <td>30%</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 3億円以下</td> <td>40%</td> <td>1700万円</td> </tr> <tr> <td>3億円超</td> <td>50%</td> <td>4700万円</td> </tr> </tbody> </table>	法定相続分に不応する取得金額	税率	控除額	1000万円以下	10%	—	1000万円超 3000万円以下	15%	50万円	3000万円超 5000万円以下	20%	200万円	5000万円超 1億円以下	30%	700万円	1億円超 3億円以下	40%	1700万円	3億円超	50%	4700万円	<p>相続税の税額速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分に不応する取得金額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1000万円超 3000万円以下</td> <td>15%</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>3000万円超 5000万円以下</td> <td>20%</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>5000万円超 1億円以下</td> <td>30%</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 2億円以下</td> <td>40%</td> <td>1700万円</td> </tr> <tr> <td>2億円超 3億円以下</td> <td>45%</td> <td>2700万円</td> </tr> <tr> <td>3億円超 6億円以下</td> <td>50%</td> <td>4200万円</td> </tr> <tr> <td>6億円超</td> <td>55%</td> <td>7200万円</td> </tr> </tbody> </table>	法定相続分に不応する取得金額	税率	控除額	1000万円以下	10%	—	1000万円超 3000万円以下	15%	50万円	3000万円超 5000万円以下	20%	200万円	5000万円超 1億円以下	30%	700万円	1億円超 2億円以下	40%	1700万円	2億円超 3億円以下	45%	2700万円	3億円超 6億円以下	50%	4200万円	6億円超	55%	7200万円	2015年1月1日以後の相続または遺贈から
法定相続分に不応する取得金額	税率	控除額																																																		
1000万円以下	10%	—																																																		
1000万円超 3000万円以下	15%	50万円																																																		
3000万円超 5000万円以下	20%	200万円																																																		
5000万円超 1億円以下	30%	700万円																																																		
1億円超 3億円以下	40%	1700万円																																																		
3億円超	50%	4700万円																																																		
法定相続分に不応する取得金額	税率	控除額																																																		
1000万円以下	10%	—																																																		
1000万円超 3000万円以下	15%	50万円																																																		
3000万円超 5000万円以下	20%	200万円																																																		
5000万円超 1億円以下	30%	700万円																																																		
1億円超 2億円以下	40%	1700万円																																																		
2億円超 3億円以下	45%	2700万円																																																		
3億円超 6億円以下	50%	4200万円																																																		
6億円超	55%	7200万円																																																		
3	相続税 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し	<p>(1) 特定居住用宅地等の特例対象面積：240㎡ (2) 併用する場合の限度面積調整 特定事業用宅地等400㎡、特定居住用宅地等240㎡、貸付事業用宅地等200㎡を調整し、最大400㎡まで適用できる(限定併用)。</p> <p>(3) 特定居住用の適用要件 ①二世帯住宅について、建物内部で二世帯の居住スペースが繋がっていないと、特例の適用ができない(被相続人の同居親族とならない)。 ②被相続人が老人ホームに入居した場合、老人ホームの終身利用権を取得すると、被相続人の居住の用に供さなくなった家屋の敷地は特例の適用ができない。</p>	<p>(1) 特定居住用宅地等の特例対象面積：330㎡ (2) 併用する場合の限度面積調整 特定事業用宅地等400㎡と特定居住用宅地等330㎡のそれぞれを限度面積まで適用し、最大730㎡まで適用できる(完全併用)。 (注) 貸付事業用宅地等を選択する場合は、改正前と同様に調整を行う。</p> <p>(3) 特定居住用の適用要件 ①二世帯住宅については構造上の要件を撤廃し、建物内部で二世帯の居住スペースが繋がっていない場合にも、特例の対象となる(被相続人の同居親族となる)。 ②被相続人が老人ホームに入居した場合、老人ホームの終身利用権を取得しても、被相続人の居住の用に供さなくなり空き家となっていた家屋の敷地については、次の要件を満たす場合に限り特例を適用する。 イ 被相続人の介護が必要なため入所したものであること ロ その家屋が貸し付け等の用途に供されていないこと</p>	(1)と(2)は2015年1月1日以後の相続または遺贈から(3)は2014年1月1日以後の相続または遺贈から																																																

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																																																												
4	相続税	未成年者控除の引き上げ	未成年者控除額＝6万円×(20歳－その者の年齢)	未成年者控除額＝10万円×(20歳－その者の年齢)	2015年1月1日以後の相続または遺贈から																																																																											
		障害者控除の引き上げ	障害者控除額＝6万円(特別障害者は12万円)×(85歳－その者の年齢)	障害者控除額＝10万円(特別障害者は20万円)×(85歳－その者の年齢)																																																																												
6	贈与税	税率構造の見直し	<p>贈与税の税額速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除及び配偶者控除後の課税価格</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>15%</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下</td> <td>20%</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下</td> <td>30%</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1000万円以下</td> <td>40%</td> <td>125万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円超</td> <td>50%</td> <td>225万円</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額	200万円以下	10%	—	200万円超 300万円以下	15%	10万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円	600万円超 1000万円以下	40%	125万円	1000万円超	50%	225万円	<p>(1) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税額速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除及び配偶者控除後の課税価格</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>200万円超 400万円以下</td> <td>15%</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下</td> <td>20%</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1000万円以下</td> <td>30%</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円超 1500万円以下</td> <td>40%</td> <td>190万円</td> </tr> <tr> <td>1500万円超 3000万円以下</td> <td>45%</td> <td>265万円</td> </tr> <tr> <td>3000万円超 4500万円以下</td> <td>50%</td> <td>415万円</td> </tr> <tr> <td>4500万円超</td> <td>55%</td> <td>640万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記(1)以外の場合の贈与税の税額速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除及び配偶者控除後の課税価格</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>15%</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下</td> <td>20%</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下</td> <td>30%</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1000万円以下</td> <td>40%</td> <td>125万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円超 1500万円以下</td> <td>45%</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>1500万円超 3000万円以下</td> <td>50%</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>3000万円超</td> <td>55%</td> <td>400万円</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額	200万円以下	10%	—	200万円超 400万円以下	15%	10万円	400万円超 600万円以下	20%	30万円	600万円超 1000万円以下	30%	90万円	1000万円超 1500万円以下	40%	190万円	1500万円超 3000万円以下	45%	265万円	3000万円超 4500万円以下	50%	415万円	4500万円超	55%	640万円	基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額	200万円以下	10%	—	200万円超 300万円以下	15%	10万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円	600万円超 1000万円以下	40%	125万円	1000万円超 1500万円以下	45%	175万円	1500万円超 3000万円以下	50%	250万円	3000万円超	55%	400万円	2015年1月1日以後の贈与から
		基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額																																																																												
200万円以下	10%	—																																																																														
200万円超 300万円以下	15%	10万円																																																																														
300万円超 400万円以下	20%	25万円																																																																														
400万円超 600万円以下	30%	65万円																																																																														
600万円超 1000万円以下	40%	125万円																																																																														
1000万円超	50%	225万円																																																																														
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額																																																																														
200万円以下	10%	—																																																																														
200万円超 400万円以下	15%	10万円																																																																														
400万円超 600万円以下	20%	30万円																																																																														
600万円超 1000万円以下	30%	90万円																																																																														
1000万円超 1500万円以下	40%	190万円																																																																														
1500万円超 3000万円以下	45%	265万円																																																																														
3000万円超 4500万円以下	50%	415万円																																																																														
4500万円超	55%	640万円																																																																														
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額																																																																														
200万円以下	10%	—																																																																														
200万円超 300万円以下	15%	10万円																																																																														
300万円超 400万円以下	20%	25万円																																																																														
400万円超 600万円以下	30%	65万円																																																																														
600万円超 1000万円以下	40%	125万円																																																																														
1000万円超 1500万円以下	45%	175万円																																																																														
1500万円超 3000万円以下	50%	250万円																																																																														
3000万円超	55%	400万円																																																																														
7	相続時精算課税制度の適用要件の見直し	<p>(1) 受贈者の範囲：20歳以上の推定相続人</p> <p>(2) 贈与者の年齢要件：65歳以上</p>	<p>(1) 受贈者の範囲：20歳以上の孫を追加する。</p> <p>(2) 贈与者の年齢要件：60歳以上に引き下げる。</p>	2015年1月1日以後の贈与から																																																																												
8	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	<p>〈要件〉</p> <p>(1) 納税猶予適用後5年間は毎年雇用の8割以上を確保すること。</p> <p>(2) 後継者は先代経営者の親族であること。</p> <p>(3) 贈与税における先代経営者(贈与者)の要件について、贈与時に役員を退任しなければならない。</p> <p>〈負担〉</p> <p>(1) 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予税額に加えて利子税(年2.1%)の支払いが必要。</p> <p>(2) 後継者の死亡または一定の会社倒産により納税を免除する。</p> <p>(3) 納税猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため猶予税額が少なく算出される。</p>	<p>〈要件の緩和〉</p> <p>(1) 納税猶予適用後5年間平均で雇用の8割以上を確保すること。</p> <p>(2) 親族であることとする要件を撤廃する(親族外承継を対象化)。</p> <p>(3) 代表者退任要件に緩和する(贈与後も有給役員として残留可)。</p> <p>〈負担の軽減〉</p> <p>(1) 利子税率を年0.9%に引き下げる。また、納税猶予期間が5年間を超える場合には、5年間の利子税を免除する。</p> <p>(2) 民事再生計画等に基づき事業を再出発させる際に、認可決定等があった時点における株式等の価額に基づき、猶予税額を再計算し、その再計算後の納税猶予税額について、納税猶予を継続(一部免除)する特例を創設する。</p> <p>(3) 先代経営者の個人債務・葬式費用を非上場株式等以外の相続財産の価額から控除する(猶予税額が多く算出される)。</p>	2015年1月1日(「相続税・贈与税の見直し」の施行の日)以後の相続若しくは遺贈または贈与から																																																																												

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
8	相続税・贈与税 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	<p>〈手続き〉</p> <p>(1) 相続・贈与前に経済産業大臣の事前確認を受けていることが必要。</p> <p>(2) 相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類は、経済産業局と税務署の提出書類が重複しているものがある。</p> <p>(3) 非上場株式等を担保提供する場合には、株券の発行が必要。</p> <p>(4) 猶予税額を納付する場合は、延納及び物納は不適用。</p> <p>〈その他〉</p> <p>(1) 認定対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の主な要件</p> <p>①常時使用従業員数が5人以上であること</p> <p>②商品の販売・貸し付け等を行っていること</p> <p>(2) 納税猶予の取り消し事由 総収入金額がゼロとなった場合</p> <p>(3) 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する場合の猶予税額の計算</p>	<p>〈手続きの簡素化〉</p> <p>(1) 経済産業大臣の事前確認を不要とする。</p> <p>(2) 一定のものについては、提出を不要とし提出書類の重複を排除する。</p> <p>(3) 株券不発行会社について、一定の要件を満たす場合には、株券を発行しなくても、担保提供を可能とする。</p> <p>(4) 雇用確保要件が満たされないために猶予税額を納付する場合は、延納または物納の選択適用を可能とする。</p> <p>〈その他（適正化措置等）〉</p> <p>(1) 認定対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の主な要件</p> <p>①常時使用従業員数が5人以上であること →後継者と生計を一にする親族以外の従業員で判定する。</p> <p>②商品の販売・貸し付け等を行っていること →後継者の同族関係者等に対する貸し付けを除外する。</p> <p>(2) 納税猶予の取り消し事由 総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外する。</p> <p>(3) 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する場合で、上場株式等（1銘柄の発行済株式等の総数等の3%以上）を保有するときには、その猶予税額の計算上、その上場株式等相当額を算入しない。</p>	2015年1月1日（「相続税・贈与税の見直し」の施行の日）以後の相続若しくは遺贈または贈与から
9	贈与税 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	(新設)	<p>(1) 受贈者（30歳未満の者）への教育資金</p> <p>(2) 直系尊属からの贈与</p> <p>(3) 受贈者1人につき1500万円（学校等以外の者に支払われるものについては500万円）まで非課税</p> <p>(4) 手続きは金融機関を通じて信託等で行う</p> <p>(5) 教育資金とは学校等に支払われる入学料や授業料などや、学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの（塾、習い事など）</p> <p>(6) 受贈者が30歳に達したときに余った資金は贈与税が課される。</p>	2013年4月1日から2015年12月31日までの贈与
10	相続税・贈与税 国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化	日本に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものは、制限納税義務者となり国外財産を取得しても相続税・贈与税は課されない。	日本に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈または贈与により取得した国外財産を相続税または贈与税の課税対象に加える。	2013年4月1日以後の相続若しくは遺贈または贈与からは贈与から
11	贈与税 特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置の見直し	<p>(1) 適用対象者の主なもの：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている者 <p>(2) 非課税限度額：6000万円</p> <p>(3) 信託契約の終了時期：特別障害者の死亡後6カ月を経過する日</p>	<p>(1) 適用対象者：次の者を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により中軽度の知的障害者とされた者 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級または3級である者として記載されている者 <p>(2) 非課税限度額：上記(1)の者は3000万円とする。</p> <p>(3) 信託契約の終了時期：特別障害者または上記(1)の者の死亡の日とする。</p>	2013年4月1日以後の贈与から

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																																																																				
12	相続税 物納制度における管理処分不適格財産の見直し	管理処分不適格財産（物納が認められない財産）の主なもの (1) 担保権が設定されている不動産 (2) 権利の帰属について争いがある不動産 (3) 譲渡制限株式	管理処分不適格財産に次の財産を加える。 (1) 地上権、質借権その他の権利が設定されている不動産で、その権利を有する者が暴力団員等、暴力団員等が役員となっている法人、暴力団員等が事業活動を支配する者である場合 (2) 暴力団員等が関係する法人が発行した株式	-																																																																																				
13	登録免許税 土地の売買による所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減措置の延長	軽減税率は2013年3月31日まで (1) 土地の売買による所有権移転登記：1.5%（本則税率2.0%） (2) 土地の所有権の信託の登記：0.3%（本則税率0.4%）	2年延長（2015年3月31日まで延長）する。	2015年3月31日まで																																																																																				
14	登録免許税 住宅用家屋の所有権保存登記等に対する登録免許税の軽減措置の延長	軽減税率は2013年3月31日まで (1) 所有権の保存登記：0.15%（本則税率0.4%） (2) 所有権の移転登記：0.3%（本則税率2.0%） (3) 抵当権の設定登記：0.1%（本則税率0.4%）	2年延長（2015年3月31日まで延長）する。	2015年3月31日まで																																																																																				
15	印紙税 不動産の譲渡に関する契約書等に係る税率の特例措置の拡充・延長	2013年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に係る契約書のうち、記載された契約金額が1000万円を超えるものの税率を以下のとおり軽減する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約金額</th> <th>本則</th> <th>特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産譲渡</td> <td>建設工事の請負</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10万円超 50万円以下</td> <td>100万円超 200万円以下</td> <td>400円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>1000円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>100万円超 500万円以下</td> <td>300万円超 500万円以下</td> <td>2000円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>1000万円以下</td> <td>1万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1000万円超</td> <td>5000万円以下</td> <td>2万円</td> <td>1万5000円</td> </tr> <tr> <td>5000万円超</td> <td>1億円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万5000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>5億円以下</td> <td>10万円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>5億円超</td> <td>10億円以下</td> <td>20万円</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50億円以下</td> <td>40万円</td> <td>36万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td></td> <td>60万円</td> <td>54万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約金額		本則	特例	不動産譲渡	建設工事の請負			10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	-	50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1000円	-	100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2000円	-	500万円超	1000万円以下	1万円	-	1000万円超	5000万円以下	2万円	1万5000円	5000万円超	1億円以下	6万円	4万5000円	1億円超	5億円以下	10万円	8万円	5億円超	10億円以下	20万円	18万円	10億円超	50億円以下	40万円	36万円	50億円超		60万円	54万円	5年延長（2018年3月31日まで延長）する。 2014年4月1日以後に作成される文書に係る税率を下表のとおり引き下げる。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約金額</th> <th>特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産譲渡</td> <td>建設工事の請負</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10万円超 50万円以下</td> <td>100万円超 200万円以下</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 500万円以下</td> <td>300万円超 500万円以下</td> <td>1000円</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>1000万円以下</td> <td>5000円</td> </tr> <tr> <td>1000万円超</td> <td>5000万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>5000万円超</td> <td>1億円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>5億円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>5億円超</td> <td>10億円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50億円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td></td> <td>48万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約金額		特例	不動産譲渡	建設工事の請負		10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	200円	50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	500円	100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	1000円	500万円超	1000万円以下	5000円	1000万円超	5000万円以下	1万円	5000万円超	1億円以下	3万円	1億円超	5億円以下	6万円	5億円超	10億円以下	16万円	10億円超	50億円以下	32万円	50億円超		48万円	2018年3月31日まで
契約金額		本則	特例																																																																																					
不動産譲渡	建設工事の請負																																																																																							
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	-																																																																																					
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1000円	-																																																																																					
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2000円	-																																																																																					
500万円超	1000万円以下	1万円	-																																																																																					
1000万円超	5000万円以下	2万円	1万5000円																																																																																					
5000万円超	1億円以下	6万円	4万5000円																																																																																					
1億円超	5億円以下	10万円	8万円																																																																																					
5億円超	10億円以下	20万円	18万円																																																																																					
10億円超	50億円以下	40万円	36万円																																																																																					
50億円超		60万円	54万円																																																																																					
契約金額		特例																																																																																						
不動産譲渡	建設工事の請負																																																																																							
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	200円																																																																																						
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	500円																																																																																						
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	1000円																																																																																						
500万円超	1000万円以下	5000円																																																																																						
1000万円超	5000万円以下	1万円																																																																																						
5000万円超	1億円以下	3万円																																																																																						
1億円超	5億円以下	6万円																																																																																						
5億円超	10億円以下	16万円																																																																																						
10億円超	50億円以下	32万円																																																																																						
50億円超		48万円																																																																																						
16	金銭または有価証券の受取書に係る非課税文書の見直し	記載された受取金額が3万円未満のものは非課税文書。	記載された受取金額が5万円未満に引き上げる。	2014年4月1日以後に作成された受取書から																																																																																				
17	固定資産税 耐震改修工事を行った住宅に係る減額措置の拡充	2013年1月1日から2015年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った住宅については、翌年度分（1年度間）の税額から2分の1を減額（120㎡相当分までを限度）する。	一定の改修工事を行った住宅（要安全確認沿道建築物（仮称））は減額措置を2年度間に拡充する。	-																																																																																				
18	固定資産税 省エネ改修工事を行った住宅に係る減額措置の延長	減額措置は2013年3月31日まで一定の省エネ改修工事を行った住宅については、翌年度分の税額から3分の1を減額（120㎡相当分までを限度）する。	3年延長（2016年3月31日まで延長）する。	2016年3月31日まで																																																																																				

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
19	固定資産税 バリアフリー改修工事を行った住宅に係る減額措置の延長	減額措置は2013年3月31日まで 一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅については、翌年度分の税額から3分の1を減額(100㎡相当分までを限度)する。	3年延長(2016年3月31日まで延長)する。	2016年3月31日まで

法人課税

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
1	法人税・所得税・法人住民税・法人事業税 国内設備投資促進税制の創設	(新設)	青色申告法人が次の(1)及び(2)の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械装置について、その取得価額の30%の特別償却またはその取得価額の3%の税額控除(法人税額の20%を限度)を認める(所得税も同様)。 (1) 国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費として損金経理をした金額を超えること (2) 国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること (注1) 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く)で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない。 (注2) 減価償却費として損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。 (注3) 法人住民税及び法人事業税は中小企業者等に限る。	2013年4月1日から2015年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度を除く)
2	法人税・所得税・法人住民税 企業による雇用・労働分配(給与等支給)拡大促進税制の創設	(新設)	青色申告法人が次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除(法人税額の10%(中小企業者等は20%)を限度)を認める(所得税も同様)。 (1) 雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して5%以上増加していること (2) 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと (3) 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと (注1) 国内雇用者とは、法人の使用人(法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く)のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。 (注2) 雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。 (注3) 基準事業年度とは、2013年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。 (注4) 雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制との選択適用とする。 (注5) 法人住民税は中小企業者等に限る雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除を認める。	2013年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する各事業年度

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
3	法人税・所得税・法人住民税 雇用増加による法人税額の特別控除の特例の拡充	増加した雇用保険一般被保険者1人あたり20万円の税額控除（法人税額10%（中小企業者等は20%）を限度）する。 （所得税も同様）	・雇用保険一般被保険者1人あたり40万円に引き上げる。 ・適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置を講ずる。 （所得税も同様）	2013年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する事業年度
4	法人税・所得税 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資促進税制の創設	(新設)	青色申告法人で商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が、経営改善に関する指導及び助言を受けて行う店舗改修に伴い建物附属設備（一の取得価額が60万円以上）または器具備品（1台または1基の取得価額が30万円以上）を取得等をして指定事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除（法人税額の20%を限度、控除限度超過額は1年繰り越し可）を認める（所得税も同様）。 （注1） 経営改善に関する指導及び助言は、商工会議所、認定経営革新等支援機関等によるもの。 （注2） 指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業（性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く）をいう。 （注3） 税額控除の対象法人は、資本金の額等が3000万円以下の中小企業等に限定される。	2013年4月1日から2015年3月31日までの間に取得等をし、指定事業の用に供した資産
5	法人税・所得税 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除の特例の拡充・延長	税額控除額＝（1）恒久措置＋（2）時限措置 （1）恒久措置（総額型） 税額控除額 ^{*1} ＝試験研究費の総額×8%～12% ※1 法人税額の20%を限度 （2）時限措置（増加型と高水準型の選択適用）（増加型） 税額控除額 ^{*2} ＝試験研究費の増加額×5% （高水準型） 税額控除額 ^{*2} ＝平均売上高の10%超の試験研究費の額×一定の控除率 ※2 法人税額の10%を限度 （所得税も同様）	（1）2013年4月1日から2015年3月31日までの間に開始する各事業年度については、恒久措置（総額型）の税額控除額の限度を法人税額の30%相当額に引き上げる。 （2）特別試験研究費の範囲に、一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究等を追加する。 （所得税も同様）	2015年3月31日まで
6	法人税・所得税 エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却または税額控除の特例の拡充・延長	（1）即時償却または7%の税額控除（中小企業のみ）の選択適用 ・対象資産：太陽光発電設備（10kW以上）、風力発電設備（1万kW以上） ・適用時期：2013年3月31日までに取得等した資産 （2）30%の特別償却または7%の税額控除（中小企業のみ）の選択適用 ・対象資産：コージェネレーション設備、ハイブリッド建設機械、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備等 ・適用時期：2014年3月31日までに取得等した資産 （所得税も同様）	（1）即時償却または7%の税額控除（中小企業のみ）の選択適用 ・対象資産*：コージェネレーション設備を追加する。 ・適用時期：2015年3月31日までに取得等した資産（2年延長） ※ 対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外。 （2）30%の特別償却または7%の税額控除（中小企業のみ）の選択適用 ・対象資産：定置用蓄電設備等を追加する。 ・適用時期：2016年3月31日までに取得等した資産（2年延長） （所得税も同様）	（1）は2015年3月31日まで （2）は2016年3月31日まで

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
7	法人税 交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入特例の拡充	中小法人が支出する交際費等は、次のいずれか少ない金額が損金算入される。 (1) 600万円×90% (2) 支出する交際費等の90%	中小法人が支出する800万円以下の交際費等を全額損金算入とする。	2013年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する事業年度

▼ 納税環境整備

税目	項目	改正前			改正後				適用時期	
1	その他 延滞税等の見直し		本則	特例 (基準割引率+4%)		特例	(参考)		2014年1月1日以後の期間に対応する延滞税等から	
			原則	14.6%	—	延滞税	原則	特例基準割合+年7.3%		9.3%
			2カ月以内等	7.3%	4.3%		2カ月以内等	特例基準割合+年1%		3.0%
			納税の猶予等	2分の1免除 (7.3%)	4.3%	納税の猶予等	特例基準割合	2.0%		
			利子税	7.3%	4.3%	利子税	特例基準割合	2.0%		
			還付加算金	7.3%	4.3%	還付加算金	特例基準割合	2.0%		
					(注1) 上記表は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合 (注2) 特例基準割合とは、短期貸出約定平均金利に年1%を加算した割合をいう。 (注3) 短期貸出約定平均金利とは、日本銀行が公表する前々年10月から前年9月における国内銀行の新規の貸出約定平均金利(新規・短期)の平均割合					

F P 追補資料

平成24年6月1日から平成25年5月31日までの主な改正項目

平成25年6月1日発行

編著者 きんざい ファイナンシャル・プランナーズ・センター

発行所 株式会社きんざい

〒160-8520 東京都新宿区南元町19

TEL 03-3358-0016（編集）

禁無断転載

13242(0)



200005013